

看板のオーナーや管理者には**管理義務**があります。

- ・許可が不要な看板（小規模な自家用看板等）にも管理義務があります。
- ・看板落下などの事故が起こった場合、管理責任や賠償責任を問われる可能性があり、長年積み重ねてきた信頼を一瞬で失うことになりかねません。

看板を安全に管理するため、定期的な点検を行いましょう。



お問い合わせ先

会津若松市内の屋外広告物の設置許可・更新許可等の申請先は、都市計画課となります。

◆会津若松市 建設部 都市計画課 TEL 0242-39-1261

「会津若松市屋外広告物の安全点検に関する指針」「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省作成）に、点検箇所や点検方法、安全点検報告書の様式が記載されております。

※市のホームページでもご確認いただけます。

点検を実施する際にご活用ください。

会津若松市 屋外広告物

検索

“おくがいこうこくぶつ”

屋外広告物のオーナーの皆様へ

看板の点検ルールが変わりました！

看板（屋外広告物）の点検ルールを定めた「会津若松市屋外広告物等に関する条例施行規則」が改正され、令和4年7月1日から、許可の更新の際に有資格者による点検と報告書の提出が必要になります。

屋外広告物

<管理義務>

ア) 許可広告物等

◆地上から広告物等の上端までの高さ◆

高さ4m超

★管理者※「有資格者」設置
及び届出の義務

★安全点検※「有資格者」の義務

高さ4m以下

★管理者設置
及び届出の義務

★安全点検の義務
* 資格要件の義務なし

イ) ア)とウ)以外の広告物

許可不要広告物・適用除外広告物等

高さを問わない

★管理者設置の義務

★安全点検の義務

* 申請・届出は不要ですが、事故
が起きた場合には、点検内容を求
められることがあります。

ウ) 下記に掲げるもの

形態等から危害の恐れが少ないもの
貼紙、貼札、立看板、広告幕、広告旗、気球、
車体、壁面（直接描いたもの）、選挙広告
法令による広告、公共広告など

※「有資格者」とは

屋外広告士
一級建築士・二級建築士
広告美術仕上げ技能士
職業訓練指導員・職業訓練修了者
日本屋外広告業団体連合会・
日本サイン協会開催の屋外広告物点検技能講習会修了者等



【高さ4mを超える屋外広告物（例）】

